

平成27年第3回定例会環境生活委員会会議録

平成27年9月18日
10時00分～11時47分
第3委員会室

出席者氏名

委員長	坂本隆司	副委員長	福島正明
委員	岡部賢士	委員	深沢幸子
委員	滝沢健一	委員	椎塚俊裕
委員	大竹昇		

執行部説明者

市長	中山一生	市民生活部長	加藤勉
都市環境部長	菅原安雄	市民窓口課長	谷川登
市民協働課長	斉田典祥	商工観光課長	島田眞二
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	植竹勇	交通防犯課長	木村博貴
都市計画課長	木村豊	施設整備課長	宮本孝一
下水道課長	鈴木康弘	環境対策課長	岡田和幸
下水道課長補佐	油原一彦（書記）		

事務局

総務G主査 仲村真一 総務G副主査 池田直史

議 題

議案第1号	龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例について
議案第3号	龍ヶ崎市個人番号カードの利用に関する条例について
議案第5号	龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第6号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第8号	龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例について
議案第9号	龍ヶ崎市特別融資制度推進会議条例の一部を改正する条例について
議案第11号	龍ヶ崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について
議案第12号	市道路線の変更について
議案第13号	市道路線の認定について
議案第14号	市道路線の廃止について
議案第23号	平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項
議案第25号	平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第26号	平成27年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

坂本委員長

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第23号の所管事項、議案第25号、議案第26号の13案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例についてです。

空家対策につきましては、皆さんご存知のように特別措置法が今年の5月26日に完全施行されております。それに伴いまして、これから当市で行う空家対策を協議するための機関を今回、議案第1号として設置するものです。この条例は空家等対策の適正管理と活用などの面から総合的に推進するため必要となる協議会の設置について規定したものです。

第1条、これにつきましては、設置の目的を中段ほどに法6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うための協議会の設置となります。

第2条では、所掌事項、1号として計画の作成及び変更に関する事、これにつきましては法6条第2項で計画で定めるものが示されております。

簡単な概要をちょっとお話しますと、1点目としましては、対象地区や対象となる空家等の種類、その他空家等対策に関する基本的な方針、2点目としましては計画期間、3点目としましては、議案の詳細や適正管理活用の方策などを具体的な内容として定めます。それ以外にも、市の窓口をきちっと設置することとかデータの管理、そういったことも規定されておりますけど、主なものとしてはこういうものを計画の中に盛り込んでまいります。2号としまして法第2条第2項に規定する特定空家等に該当するか否かの判断及び対策に関する事。ここで規定されてます特定空家等、これにつきましては、国のガイドラインでその考え方が示されておりますが、計画の中で、特定空家等の判断基準を作成し、特定空家等に該当するのかを、協議してまいりますけど、最終的な判断は市町村が特定空家として該当するかは、国のガイドラインに基づいて協議会で審議した上で定めることとなります。3号としては、その他空家等の適正な管理及び活用に関し、市長が必要と認めること。と規定されています。

第3条、ここでは組織を規定しております。

協議会は委員20人以内をもって組織する。この20人以内の根拠につきましては、龍ヶ崎市附属機関等の取り扱いに関する要綱に基づいて、20名以内と定めたところです。第2項では、各委員の構成を1号では龍ヶ崎市議会議員、2号では空家等対策に関し専門的な知識及び経験を有する者。例えば不動産、建築などの専門家などを想定しております。3号は公募の市民。4号ではその他空家の適正な管理及び活用に関し、市長が必要と認める者。これについては、住民自治組織の代表者や民生委員、児童委員、それから消防署警察などを現在のところ想定しております。

第4条、委員委嘱又は任命を受けた委員の任期は2年とすることを規定したものです。続きまして第5条では、会長及び副会長の職務を規定しております。第6条では、会議の成立要件を。第7条では、この会議の情報についての守秘義務を。第8条では、庶務で協議会の庶務は、市民生活部交通防犯課において処理する等を規定したものです。

説明については以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

はい、ありがとうございます。こないだの質疑で大分、質問されてましたので何点かだけです。協議会のなかで今回ね、女性を活用していきましようということですので、女性の割合を多くしてもらいたいなと思っているのですが、その点いかがですか。

木村交通防犯課長

積極的に30%を目指していくんですけども、努力するというご理解いただきたい。

深沢委員

なるべく入れていただけるような方向で、よろしくお願ひしたいと思ひます。公募の市民はどのように募集をかけますか。

木村交通防犯課長

公募の市民につきましては18歳以上で、市内に在住、在勤または利害関係があるような方を対象として、10月のりゅうほ一の後半号に掲載して募集していく予定でございます。今のところ人数につきましては、2名から4名の間で募集していきたいと考えております。

深沢委員

よろしくお願ひします。1点お願ひしておきたいのですが、この空家の条例ができて、どれだけ執行ができるかってことになってくるかなと思ひます。条例ができて、なかなか進められない。

特に空き地なんかは、空き地なんかも入ってくると思ひますけども、空き地なんかはなかなかやれないというのが実情だそう。牛久市なんかは罰則も入れてありますけど、罰則を使ったことは一回もない。罰則を使っちゃうと、みんな市で買ってちょうだいよみたいな。納めなくてもね、それで済むんなら買ってちょうだいみたいなことになってしまうので、なかなかそれは痛し痒しでできないって言ってましたけども、そういうこともあるので、そういうふうなところをきちんとできる形で作っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

大竹委員

今先ほどご説明受けまして5月26日から施行という中で、非常に大変だと思ひますけども、これは、これからの取り組みの中で、市民の安全安心の確保や、先ほどもご質問ありましたけども、空き地になった場合に、今度は地域活性化をどのような形で目指していくか、そのような、その取り組み方法を、暫定的にお考えがあるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

木村交通防犯課長

今後の空家等対策につきましては、法の趣旨に基づきまして、先ほど部長の方からご説明させていただいたとおり、空家等の適正な管理と活用という2本の柱を目的に実施して参りたいと考えております。具体的な取り組み方針につきましては、この協議会のほうで、空家等対策計画を策定する中で、ご審議いただくことになろうかと思ひます。

管理の部分につきましては、改善の意思はあるものの、対処方法がわからないですとか、あとはもう遠くに住んでいて、物理的にみずから対策を講じることができないと。あとは、身体的な理由で施設に入っているとかそういった理由で対応が困難ですとか、そういった困ってる方への対応ですとか、あとは問題となりますのは、何ら意思がない方への対応、あとは自分がその空家の所有者となっていること自体認識していない方への対応、取り組みが必要になってくると思ひます。また腰が重い所有者の方もいらっしゃいますので、そういった中でも対応が、早急に必要な空家もあろうかと思ひますので、そういった対応どうするのかということも重要な視点になってくるかと思ひます。

ちなみにですね。法が6月に全面施行されまして、10日に市民の方からご相談なんか受けたのは22件、ございます。そのうち19件、ほとんどがですね、立木や雑草の苦情っていうか、伐採を、繁茂を何とかして欲しいっていうものでございます。家がちょっと半壊、ですよとか、ちょっとっていうのが2件、あとごみ屋敷が1件という状況です。それぞれの所有者に対しては、こちらから改善に向けて、お願ひはしているところです。そちらの22件のうち7件の方が何らかのアクションを起こしていただいているところです。もう1点、活用につきましては、減少社会が叫ばれる中で定住促進を図る上で、重要な視点とは考えております。

空家を活用したい方、またはしてもらいたい方、さらにはその手続がわからない方の、マッチングとかコーディネイトなどを図っていくことが重要かなと考えております。

大竹委員

ご説明を受けまして、特に、空家の中でも、どちらかといえば特定空家等のお話も十二分にお伺ひしました。また、市としては、協議会ができて、なるべくならばその空家をつくらない、そ

の予防対策等々もしっかり考えていただきたい。また罰則はできているのですが、できればそこにならない、龍ヶ崎にしていきたいと思っております。そういう中では、これから、しっかりと協議会で煮詰めていく中で、場合によっては、この空き家条例化も念頭に入れていただければ幸いです。よろしくお願いします。

深沢委員

空き家の活用ということで、空き家バンクなんかも考えていらっしゃるでしょうか。

木村交通防犯課長

空き家バンクにつきましては、もちろんこの協議会の中で審議していくことになるかと思っておりますけれども、既に宅建業界さんといろいろ連携をとりまして、そういった方につきましては、登録をいただいているものがございます。ホームページのトップページの一番上の「龍ヶ崎で暮らそう」、そういうところをあけていただくと、そういう情報がありますので、そういったことでも情報提供できますので、かなりの数の登録がございまして、それとまたこの空き家バンク、どのようにしていくのかっていうのはこの協議会の中での協議になるかと思っております。

深沢委員

ぜひ、定住促進のために、空き家バンクをやっていただければ、いろいろな方がおうちを求めてきてくださるんじゃないかなと思っておりますので、若い方を呼び込みたいっていうそういう思いで、よろしくお願いします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長

別にないようですので採決にいたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号龍ヶ崎市個人番号カードの利用に関する条例について、そして、議案第5号龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第6号龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について及び議案第11号龍ヶ崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例についての4案件については、行政手続における特定の個別を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い条例の制定及び改廃が行われるものであります。関連しておりますので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部からご説明願います。

加藤市民生活部長

それでは議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号龍ヶ崎市個人番号カードの利用に関する条例についてです。

ご承知のとおり、個人番号カードが来年1月から運用スタートするのに伴い、この条例では、個人番号カードの目的や定義などについて規定したものです。第1条ではその趣旨を、第2条では定義を、第2条の中にあります個人番号カードとは法第2条第2項に規定する個人番号カードを言うとして規定されておりますけど、ここで記載されてます法第2条第2項に規定する個人番号カードとは法律において、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項により、記録されたカードと法律ではそのように規定がされております。

第3条では利用目的です。個人番号カードは龍ヶ崎市印鑑条例第14条第2項第2号の規定により、印鑑登録証明書の交付を受けるために利用することができると利用目的を規定しております

す。ここに記載されてます印鑑条例第14条第2項第2号とは、後ほどにも出てくるんですが、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑の登録を識別するための磁気を付した個人番号カードを添えて、市長に申請するときに印鑑登録証明がとれるとこれは後ほど出て来ますがそういうことが規定されております。

続きまして、議案第5号です。第5号につきましては、参考資料の新旧対照表の6ページをご覧ください。議案第5号龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表となります。繰り返しになりますけど住民基本台帳カードが12月で廃止となり、平成28年1月からは個人番号カードに変わりますが、個人番号カードは即時交付ができないことから、この条例改正では廃止となる住民基本台帳カードにかわる新たな印鑑登録証の交付等個人番号カードを利用してコンビニや窓口で印鑑登録証明書がとれることを規定しているものです。

それでは、条文の第3条の下線が引いてる次の各号にのいずれか、これにつきましては文言の整理を行っております。第5条第3項の次の各号のいずれかこちらも文言の整理です。

第7条印鑑登録証の交付は、これにつきましては住民基本台帳カードにかわる新たな印鑑登録証を規定したものです2項では印鑑登録証には登録番号記載するものとする。これは8桁を想定しております。

第8条印鑑登録証の引き換え交付これにつきましては、市民カード、住民基本台帳カード、新しい印鑑登録カードの引き換え交付を規定したものです。

7ページをご覧ください。

第14条印鑑登録証明書の交付についてです。ここで第1項では、改正前の条文とも文言に変更はありませんけど、先ほど説明いたしました第7条第1項に規定した新しい印鑑登録証による証明書の交付が規定されております。第2項第1号、第1号では個人番号カードによるコンビニ交付ができること、第2号につきましては個人番号カードによる窓口での交付ができることを規定しているものです。

続きまして、議案第6号は、今のA3サイズの8ページをご覧いただきたいと思います。

議案第6号です。龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表、今ほど説明しました議案第5号とも関連してくるわけですけど、この条例改正は、新たな印鑑登録証の交付手数料と個人番号カード制度の開始により発行されます。通知カード等個人番号カードの再交付手数料を規定したものです。

新の方で第4条、次の各号のいずれかその他につきましては、文言の整理となります。別表第1第2条関係です。証明等手数料、下線の引いてあるところです。印鑑登録証の交付（引換交付による場合を除く。）これは1件300円。ただし括弧書きにございますように市民カード、住民基本台帳カード、新しい印鑑登録証カードを、例えば、汚損したり、棄損した場合の引き換え交付は無料となることを規定しているものです。中段中ほど、通知カードの再交付、これにつきましては1件当たり500円。その下です。個人番号カードの再交付。これも1件当たり800円と手数料条例で規定したものです。

続きまして、議案11号になります。先ほどの議案書にお戻りいただきたいと思います。19ページとなります。

議案第11号龍ヶ崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例についてです。この条例につきましては、平成28年1月より個人番号カード制度が運用開始することに伴い、住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳カードの新規発行ができなくなることから、当該条例を廃止するものです。施行期日については、28年の1月1日から施行、それから経過措置が設けられておまして、この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の龍ヶ崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例の規定により、住民基本台帳カードの交付を受けているものの当該カードの利用については、当該カードの有効期限までの間、なお従前の例によるということで発行から10年間は使用できますよということも、経過措置として規定しているものです。

以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員

マイナンバー制度、希望者へ発送するのは10月5日ごろからって言っていましたよね。通知カードですよね。それで、マイナンバー制度の希望者の交付、開始はいつになりますか。

谷川市民窓口課長

個人番号カードの交付につきましては、10月に発送される通知カードの中に、申請書が入っております。個人番号カード申し込みの申請書が入ってます。そちらをお申し込みいただきまして、実際の個人番号カードの発送につきましては、翌年28年の1月からを想定しているようです。

深沢委員

ということは10月5日に通知がいきますよね。申請書はいつ出してもいいんですか。

谷川市民窓口課長

申請書につきましては、それ以降でしたらいつでも結構です。

深沢委員

マイナンバー交付時に必要なものはどういう書類でしょうか。

谷川市民窓口課長

こちらにつきましては、交付時に身分証明書が必要になるんですけども、住基カードとか、運転免許証といった、顔写真つきの公共機関で発行された身分証で、なおかつICチップが入っていて本人確認ができるものというものであれば一つ。それ以外のものにつきましては、国のほうで定められた資料を2つ以上提示していただくことになっております。

深沢委員

国のほうで定められたというのはどういうものですか。

谷川市民窓口課長

保険証ですとか、身体障害者手帳ですとか、そういったものであれば、二つ、あと会社の身分証明書とか、そういったものも含まれます。

深沢委員

平成28年1月にカードをいただきますよね。そのときからすぐ利用可能ですか。

谷川市民窓口課長

ご利用いただくことは、到着してからすぐご利用いただくことはできます。

個人番号そのものにつきましては、来年1月から市町村において、申請書等に記載していただくようなことにはなるんですけども、実際の運用につきましては、翌29年1月以降、国の方で全体のデータがリンクされてからということ聞いております。

深沢委員

マイナンバーカード、どれだけ交付できるかってすごく大変なことだと思うんですね、出してもなかなか申請していただけないっていう状況が続く場合もありますので、そのときに、企業の従業員とか学校とかの一括申請等は検討されましたか。

谷川市民窓口課長

深沢委員おっしゃってるように一括申請というものが、企業においてできることになっておりまして、ただそちらの方なんですけれども、例えばご家族様の分は、申請いただけないとか、実際の交付につきましては、住所地でしか交付ができないといった、いろいろな制約もございまして、そのあたり企業からご相談があったら、一件一件対応したいと思っております。

深沢委員

住所等がはっきりしない人たちに、登録をしておいてくださいっていう通知を出してますよね。どれくらいきました。

谷川市民窓口課長

今、深沢委員のおっしゃってるのは、DVで実際には、住所地にはいなくてとか、入院されるとかそういった方かと思うんですけど、今のところ20数件というところですよ。

深沢委員

私もこの住基カードというものを持っているんですけども、この住基カードが、ずっと使えますよっていう話がありました。マイナンバーカードとこの住基カードで不具合はないのですか。マイナンバーカードでなかったら、これはできないんだよというものが、住基カードではできないんだよというものが、どういふものがあるのかちょっと教えてもらいたい。

谷川市民窓口課長

住基カードと個人番号カードの違いということで述べさせていただきたいと思います。住基カードにおきましては、2種類のカードを選ぶことができます。一つは、お名前だけが入ったカード。もう一つは、個人番号カードと一緒に、基本4情報と言ってるんですけども、住所、氏名、生年月日、性別、それと、顔写真といったものが表記されているカードこちらがあります。それでほとんどの方は今のところ顔写真なしの方のカードを選ばれている方が多いんですけども、そちらになってしまうと身分証明書としてはお使いいただけません。顔写真つきの方でしたら、今後、免許証と同じように、どこへ行っても、身分証明証としてお使いいただくことができます。

あとはですね、ちょっと細かい話になってしまうんですが、中に公的個人認証というものが、住民基本台帳カードの場合は、希望者の方だけが入っていたんですが、今度の個人番号カードにつきましては、初めから全員にそちらの方が掲載されておりますので、国の方の電子申請ですとか、そういったことにも今後は役立つかと思っております。

深沢委員

何より心配してるのが、情報漏れなんですよ。だから何度も何度も聞いて申しわけないんですけども、その情報漏れに対して、幾重にもやっていたかかったら安心して申請に来ないと思うんですね、特にいろいろなものが漏れたとかって話があちこちでありますので、その辺のところはいかがでしょうか。

谷川市民窓口課長

そちらにつきましては、私ども市民窓口課も含め、市役所全体として、罰則の強化を含め、この個人番号の取り扱いについては、改めて全体的に会を開いて検討しております。また、先ほど話しましたその罰則規定につきましても、国のほうでもとても厳しい罰則規定を設けておりますし、あと、番号の取り扱いですか。そちらについてもとても厳しく規制されております。例えば、今ですと、確認するために、画面のハードコピーといいますか、コンピュータの画面を印刷して、そちらを確認のために使うとかっていうこともするんですけども、今度の個人番号につきましては、それすら一切してはいけないとかいう、細かな規定が決められております。そちらのほうを改めて、職員の中で周知徹底して管理していきたいと考えております。

深沢委員

とにかく管理していただかないと、安心して、市民の方が申請するということになりませんので、すべてのデータが入っていますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

椎塚委員

10月5日から申請に加えて、始まる日にち、29年の1月からっていう部分ではわかるんですけども、あいだあいだで、この新たな制度が導入される引き継ぎ期間という部分で、なかなか理解できない部分とわかる部分、断片的なもので、もうちょっと簡単に整理してですね、例えば10月5日からやってる場合に、例えばコンビニで使えるのかとか、例えば私変える段階に当たって、いろいろ制限がかかってくると思うんですけども、ちょっとその辺をもう一度ちょっと整理し、29年の1月までの流れを簡単に結構なんですけど、もう一度ちょっとひとりの個人という部分で想定して教えていただきたいんですが。

谷川市民窓口課長

そうしましたら、今度の10月5日の通知カードの発送からの概略を説明させていただきたいと思います。10月5日時点の住民登録者に対して、その住民登録者に対して、通知カードがまず送られます。この通知カードは、世帯単位で簡易書留で送られるんですけども、そちらの方、結構な枚数で、国の方で一括で印刷をしております。国の印刷局というところで印刷されます。

そちらの方が、通知カードがすべて配り終わるのが、国の方のアナウンスでは、11月いっぱいかかるだろうと言われてます。

先ほど深沢委員からもありました。個人番号カードというカードはどうなるのという話がありました。通知カードというのは、紙のカードなんですけども、個人番号カードと言ってるのは、クレジットカードのようなプラスチックのカードで、説明しております。基本4情報プラス、顔写真がついた身分証明証になるカードです。こちらの方の申し込みの申請書も、その通知カードの案内と一緒に入ってます。そちらの方をご希望の方は写真を張っていただくなり、もしくは、スマートフォンで写真を撮って、そちらの方の申し込みをしても大丈夫ということなんですけども、顔写真を用意していただいて、申請をしていただきます。そうしますと、今度はそれを受けまして、国の方では、1月4日から、そのカードの作成に入るそうです。ですので、これもまた枚数次第というところがあるかと思うんですけども、早くても、1月の半ば以降に到着するのではないかというふうに聞いております。時によっては2月とか3月に、その交付がずれ込む可能性はできます。その後ですね、1月以降っていう話を先ほど申し上げましたが、1月以降何を国とか、市町村で利用するのかということになりますと、そちらに書かれてるマイナンバー、個人番号というその番号を税ですとか、給与ですとか、あと社会保障とか、そういった分野で、申請書に記載して、そちらの方のデータを収集することができるのが28年の1月28日からになります。そちらの方の収集期間がずっとありまして、翌29年の1月になりますと、国の方で、関係機関と機械がリンクするようになって、初めてデータが流れていって、この番号の人は誰々というのが有機的にリンクするようなかたちになってます。それで、始まるのが、先ほどちょっと言いましたけれども、税の申告の、例えば源泉徴収ですとか、そういったものの個人特定することもあるんですけども、例えば、社会保障ということで、マル福ですとか、保険ですとか、児童手当とか、そういったものが、引っ越しとかさされてしまうと、他市町村の所得証明をとってきてもらわないといけなかったりするんですが、そういったものもこれから先は全部、すべての市町村がつながるようになるので、そういったお客様にお手数をかけることは、なくなってくるのかなと思ってます。そちらの方のリンクが29年1月、それ以降に、実際の運用が始まっていくというふうに聞いてます。

また、民間の方でもですね、先日、ニュースにありましたけれども、金融機関の口座の開設ですとか、投資といったそういった金融部門についても、こちらのほうのマイナンバーは使っていくということで、法律が可決したことになっています。

椎塚委員

ある一定の理解はしました。それで思うんですけども、我々もこう聞いて、何度も聞いててもなかなかこう理解しづらい。今回の制度なんで、これを市民に知らせていく。というのは並大抵のことではないっていうふうに理解しているんですけども、周知の仕方っていうと大体、基本的に広報紙、ホームページとか言われるんですけど、ちょっとその程度では、なかなか利用促進という、加入率っていう部分でも促進していくのはなかなか大変なのかなって思っているんですけども、その辺の対策も含めて何か、案があればと思います。これからなんでしょうけれども、具体的にこれだというものがなかなか見つからないと思うんですけども、その辺以前に一般質問させていただいたときに、初年度の加入率10数%っていうお答えをしたと思ったんですけども、ただその程度では、今回、これを導入するメリットがやはり得られないと思いますので、その辺は、かなり努力していかなければいけない部分だと思います。国の方向性も含めてなので、なかなか難しいと思いますが、今現時点でどのように考えられているかお聞かせいただきたい。

谷川市民窓口課長

マイナンバーそのものの制度の普及とか、その啓蒙活動といった話かと思えます。私ども市民窓口課だけではなくて、市役所全体といいますか、国全体にかかわるそういったいろんな形の利活用が考えられております。椎塚委員がおっしゃられてるように、そちらの方を、あまりにも広くて、漠然としたようにイメージされてるかと思うんですが、私どもの方にとっても、それは、市としてのメリットもありますけれども、市民の方のメリットも大きなものと考えておりますので、これから関係各課含め、市役所全体を含め、そういったものの啓蒙活動、いろいろな形でしていきたいと考えております。

椎塚委員

進めるからには、ひとりでも多くの皆様に使っていただくというのが理想だと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。それちょっと戻るんですけども、もう一度、流れ途中でわから

なかった。ところを確認させていただきたいんですけども、10月5日以降に通知カードが来て、新しいカードが、1月に来るまでの間、期間というのは、通常に今までと同じようにコンビニも含めて、我々は利用できるのですか。

谷川市民窓口課長

今、椎塚委員のおっしゃられているカードが過渡期のときにどうしたもんだという話ですけども、まず一つ目に、印鑑登録という印鑑登録証明書というものについて、まずは説明させていただきたいと思います。印鑑登録証は、現在、市民カードと言っているりゅうの絵を書いたカードと、最近ですと、住基カード、今度の1月以降に発行するのは新しい印鑑登録カードというものを発行するというような予定になってます。こちらなんですけれども、基本的には有効期間の間でしたら、いつまでもそのカードを使いいただけます。ですので、慌てて1月の段階で切り替えないと、使えなくなってしまうということではありませんので、安心してください。どんなケースになったら、これ切り替えなくちゃいけないのっていう話があるかと思うんですけども、市民カードの方については、特段、そういう制約というのはいないです。住基カードなんですけれども、こちらまず最初に有効期間が10年となっておりますので、その10年を迎えた方は順次切り替えていただくというのが一つ。それとあと、住基カードそのものの機能がだめになってしまったもちょっと変ですね。それ自体が使えなくなってしまうケース、例えば、引っ越しをされてしまう、引っ越しされてしまうのは何の問題もないんですけども、その後、90日以内に住基カードの更新の手続きをされないとその住基カードは使えなくなってしまうんですね、そのあたりのところの方は、改めて、何らかのかたちのカードをつくっていただくのですが、1月以降は、住基カードはないので、そちらの方は個人番号カードに切り替えていただくようになります。印鑑証明については、そんな形なんですけども、それ以外に住基カードにつきましては、中に、公的個人認証という電子証明が入ってます。入ってらっしゃる方もいらっしゃいます。というのは税の電子申請、イータックスというものもあるんですけど、そちらの方は、税務署とかに行かなくても、御自宅で税の申告をしていただけるようなシステムになってます。そちらの方は、住基カードの中に入っている、公的個人認証というものを利用して、電子申請していただくんですが、こちらの方は住基カードの取り扱いと違ひまして、引っ越しをされただけで無効になってしまうんですね、それと有効期間も3年だったりするので、そういったケースは、その公的個人認証をもう1回更新するとか、新しく入れるというのは、来年の1月以降は、住基カードに対してはできないので、その際は、個人番号カードに切り替えていただく必要が出てきます。

椎塚委員

ありがとうございます。なかなかちょっといろいろ複雑で理解するのは難しいんですけど、もう一つ確認させていただきたいんですけど、来年の1月以降、もし申請した場合、発行期間はどれくらい、当初は多分混乱するんでしょうけれども、通常でいくとどのぐらいの目安なのか教えてください。

谷川市民窓口課長

国のほうのアナウンスでは申請後、約2、3週間で交付できるということです。

椎塚委員

その間は同じようなかたち、今年中の同じような形で対応していくというか、あのカードが発行されるまでの期間ですね。

谷川市民窓口課長

印鑑登録に関してご説明させていただきます。印鑑登録される方、新規で登録される方とかは、ほとんどがその場で印鑑証明書が欲しいっていう方なので、印鑑登録しに来たよ。個人番号カードは2、3週間後ですよ。ですから2、3週間後に証明書は出せますよでは、全然役にしないので、今回の条例の改正の中にうたわせていただいているのは、以前の市民カードのような新たな印鑑登録証を設けさせてくださいということで、うたわせていただいています。そちらの方は即時その場で発行させていただいて、印鑑証明書を出させていただくことになります。ただ、こちらの方は制約がございまして、窓口でしか使えないカードとなっておりますので、コンビニ交付とかをご希望の方は個人番号カードを取得いただいて、ご利用いただければなというふうに考えております。それと今年から来年にかけて、その住基カードが個人番号カードに替わるといったところで、切れちゃったりなんかするのはどうするのという話があるかと思うんですけども、先ほど説

明させていただきました。イータックス、税の電子申請というの例年3月半ばぐらいまでが、申告時期かと思うんですけども、ふと気がついたら切れていた。じゃあ、今から申し込んでってと言っても、2、3週間かかってしまって、その間は、公的個人認証も使えませんので、そうなるとうとう、その方は時間が間に合わない、紙での申請をいただくこととなります。そこから辺ちょっと注意していただきたいということで、先月来から広報紙とか、ホームページでそちらの方の案内を繰り返し周知しているところです。

椎塚委員

細かいところはまだまだちょっと一つひとつ個別に後ほどお伺いしていきますけども、これだけ聞いただけでもなかなか複雑だと思いますので、本当に市民に対しての周知っていうのは広報紙レベルではなくてね、市民もおそらく自分がそういう状況にならないと、興味はないと思いますので、通常に情報を流してただけではなかなか理解できないと思いますので、それも含めて、大変だと思いますけども、ぜひ交付普及に努めていただければと思います。

岡部委員

大体の流れてるのはわかりやすく説明していただいたんですが、一点気になるところで、住基カードが今度廃止されるということで、特にお年寄りなんか、運転免許証、パスポートなどを持ってなくて、身分証明のために使われてる方が今多いと思うんですけど、それにかわるものとして、個人番号カードというようなことだと思うんですが、個人番号カードだと、余計な情報まで身分確認のときに見られてしまうんじゃないかというか、今までみたいな気軽なというか、そういう感覚で受け渡しというものができるものなのか、その辺が疑問に思っているんですが、どういう情報まで見られるようなものなのでしょうか。

谷川市民窓口課長

住基カードと個人番号カードで一番違うところは、先ほどちょっと話をしました。個人番号そのものが、そちらに表記されていることで、この個人番号がとてそのプライバシーというか、個人情報について、危惧されるっていうか、心配されてるところかと思います。そちらの方は国の方でも痛し痒しで、なかなかいい方法ってことはなかなかないんでしょうけれども、一つには、カードの表面にはその番号を書かれてはいないんですね、基本4情報プラス顔写真裏を返すと、そちらの方に番号が入っている。ですので、裏側を見ない限りはわからない。でも裏側に返してしまったらどうするのという話があるので、今、国のほうで考えているのは、カードケースを国の方で用意しまして、そちらの方は、必要以外の部分については見られないような形のカードケースを配ろうかなという話は聞いております。

また先ほど、市役所の中でも運用がとて厳しくなるというお話を差し上げましたが、例えば、どこかでビデオショップなどでの会員登録のための登録とか、そういったときも、個人番号カードについてはコピーしては絶対いけないという、そういうルールもとて厳しく決められておりますので、そちらのほう今、法的にいろんな整備がされているところかなと思います。ですので、今、必要以上には心配なさなくても結構かとは思いますが、当然、あくまでもとて大きな個人情報に絡むことですので、通知カードも含め、個人番号カードについても、各自の管理もしっかりしていただければなとも思います。

岡部委員

しっかりした法的にも、管理の方法は検討しているということで、本当、こういう身分確認するのが結構、今住基カードが便利で、本当に有効に使っている方も多いと思うんですけど、今度個人番号カードというところで、そういう点、やっぱり、知らない情報まで見られるんじゃないかっていうところを心配されている人も多いと思いますので、そういう管理がしっかり徹底されるんですよということの周知ですとか、その辺も今後よろしくお願いたします。

深沢委員

通知カードが来たときに、もう既に番号が載ってくるんですよ。その人の個人の番号が、その番号がきて、そのあと今度、マイナンバーを登録しなくても、作らなくてもね、もし何かのときに番号を書いてくださいというときには、この通知カードの番号を書いて使えるっていうことですか。

谷川市民窓口課長

マイナンバー、個人番号についての提示を求められた際に認められているものが三つあります。一つは、通知カードのですね、そちらに書いてあるのを提示した際には、この番号は正しいねと認識することができます。もう一つは個人番号カードのですね、最後に、もう一つありまして、そちらの方は住民票に個人番号記載をされたものこの3点だけが、個人番号の表記を確認する書類として認められているものになります。

深沢委員

住基カードで印鑑証明を取れるようになってますよね。この住基カードは、マイナンバーカードを取るときには返すようなかたちになるんですよね。

谷川市民窓口課長

おっしゃるように、両方のカードを持つことはできませんので、個人番号カードを使われる折には住基カードは返していただくことになります。

深沢委員

印鑑証明なんかの場合には、もう1回印鑑を持ってきて、登録をし直す形になるんでしょうか。

谷川市民窓口課長

そちらの方は、こちらの方で番号の振り直しをさせていただきますので、カードだけお持ちいただければ大丈夫です。

福島委員

第6号の手数料条例の改正のところなんですけど、カードの再交付を追記領域の余白がなくなった場合とはどういうことでしょうか。

もう1点、その次の個人番号もしくは、住民票コードの変更というのは、こういった場合にありうるんでしょうか。

谷川市民窓口課長

追記領域と申しますのは、今の住基カードもそうですし、免許証もそうなんですけれども、カードの裏側にメモみたいにかけるような一覧のところがあるんですが、そちらのところは何に使うのといいますと、お名前ですとか住所ですとか、そういったものが変わった際には、カードそのものの表に書かれているものを変えるのではなくて、裏書きといひまして、裏にそちらの方、こう変わったよということを書いて最後に、職印等を押して、こう変わりましたよということをごとで追記させていただきますような仕組みになってます。そちらのところ、追記領域という名前になります。

もう一つ、こちらのコードの変更により返納という話ですけども、個人番号カードもしくは住民票コードと言っているのは、お客様、個人個人の方の申し出によって、変更することは可能なケースがあります。ケースがあるというのは、住民票コードについては変えたいよって一言言えば変えることもできるんですけども、個人番号カードにつきましては、ある一定の理由がない限りには、この番号は変えることはできないようになっています。こういったケースかと言いますと、例えば、こちらの方を誰かに悪用されてしまうようなケースが起こってしまった、番号をどうも盗まれてしまったようだとか、あとは、DVとかそういったケースで、また、この番号で特定されることによって、その方に被害が受けそうだというった、そういった検査につきましては、変えることは可能なことになります。このカードのコードを変えた際には、カードそのものにも記載がありますし、また、そのカードのICの中にも、その高度情報が入ってますので、そちらについては、もう一度カードの方を申請して作り直すようなかたちになります。そちらの方のことをこの際交付ということであらっております。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第11号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号、龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例等の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それではA3の参考資料の11ページをご覧ください。

この議案につきましては、龍ヶ崎農業振興地域整備促進協議会条例等になっています。またその理由につきましては、この今回の改正する条例3本ございまして、その改正する理由ですけど、平成27年7月11日に竜ヶ崎市農業協同組合が、竜ヶ崎農業協同組合に組織の名称が変更なったことに伴いまして、関係する条文を改正したものです。一番上です。

第1条龍ヶ崎市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正。ここでは、第3条の組織、第3条第2項第1号が、従前の竜ヶ崎市農業協同組合代表理事組合長から、新しい方では、竜ヶ崎農業協同組合代表理事組合長とを変更したものです。

続きまして第2条です。龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例の一部改正です。これも同様に、第4条の組織、第4条第2項第1号のところで、竜ヶ崎農業協同組合の職員と市を削除したもので見直しをしてます。

続きまして、この内容のところ、第4号で農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する旧のほうでは第12条の2第1項なんですけど、これは法改正による、条文の繰り下げによるものです。

続きまして、第3条ふるさと龍ヶ崎ブランド農産物認定制度審議会条例の一部改正、これにつきましても、第4条の組織の第2項第1号で、竜ヶ崎農業協同組合の職員と変更したもので、第4号農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定するところの下線につきましても、法改正による繰り下げをしたものです。

以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。

滝沢委員

竜ヶ崎市農業協同組合からその市を抜くってということだと思うんですけども、これついでに、竜ヶ崎の竜を変えてもらうということはできないんですかね。

加藤市民生活部長

これはですね、長い歴史があつて、農協さんがその組織名称している内容なので、市から云々という話ではきつとないと思うんですけど、確かに、龍ヶ崎市は今、もともと難しい龍で農協さんののは簡単な竜となりますけど、これは組織の名称そのものの根幹を相当議論されて、この名称にしたつてお聞きしているの、大変厳しいのかなと思います。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号龍ヶ崎市特別融資制度推進会議条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それでは参考資料一番最後のページになります。A3のものです。

議案第9号龍ヶ崎市特別融資制度推進会議条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。この条例改正につきましては、国の要綱改正に合わせて、第2条の定義の第7号、新たに追加しまして、農林漁業施設資金を新たに追加しまして、第4条の組織のところでは、第2項第2号の委員を、国の先ほど申しました国の要綱改正に合わせて、同様に追加をしたものでございます。国は入れ替えですね。右側の第2号の公益財団法人農業水産長期金融協会関東支部から、茨城県青年農業者等育成センターに入れ替えをしたものでございます。

以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありますか。

【な し】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第12号、市道路線の変更について執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案第12号でございます。市道路線の変更ということでございまして、22ページ、24ページをお開きください。まず、路線名01、龍ヶ崎市道の2の96号線と路線名02、龍ヶ崎市道2の97号線は、北三工場地内を通る市道でありまして、現在この市道上に屋根がかかっているというような状況でございます。これが工場と一体化しており、屋根だけの撤去が難しいという事案でございます。工場内の市道の道路瑕疵などを考え、今回工場地内の市道認定を廃止したく別紙のとおり、市道の変更いたそうとするものです。また、市道の認定を廃止した工場地内の道路におきましては、これまでと同様に通行は従前どおりとし、道路用地につきましては、北三工場に貸与する予定でございます。

以上でございます。

坂本委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第13号市道路線の認定について執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案第13号でございます。市道路線の認定であります。27ページをお開きください。路線名01、龍ヶ崎市道第2の259号線と路線名02龍ヶ崎市道第2の260号線は、議案第12号で変更することに伴いまして、路線名、01、龍ヶ崎市道第2の259号線については、北三工場地以外の路線を再度市道に認定しようとするものでございます。また、路線名02龍ヶ崎市道第2の260号線につきましては、北三への進入路を工場内の市道の付け替え道路として認定しようとするものです。

続きまして、29ページをお開きください。路線名03、龍ヶ崎市道第8の448号線と路線名04、龍ヶ崎市道第8の449号線は、松ヶ丘地内の開発行為に伴う道路の帰属でございます。

以上です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第14号市道路線の廃止について、執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案第14号でございます。市道路線の廃止についてであります。32ページの方をお開きください。路線名01、龍ヶ崎市道第5の122号線と路線名02、龍ヶ崎市道第5の123号線は、市営高砂住宅の廃止に伴う市道の廃止でございます。

現在、高砂市営住宅につきましては、老朽化のため、解体され、敷地については更地の状態になっております。市道認定の廃止後は資産管理課の管理となりますが、これにより、土地の一体利用や道路状況に合わせることなく、その利用形態により土地を分割するなどしてさまざまな利用が可能となります。

以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

大竹委員

現地を見さしてもらって大体わかったんですけども、市道を廃止するという中で、直近で、今までの事例みたいなもの、教えていただけますか。

宮本施設整備課長

今までの市道を廃止の事例ということでございますが、今までこのような公共施設のなかの市道として利用しているところの市道の廃止というのは、直近ではございません。それと、直近で市道廃止を行ったのはですね、平成25年度塗戸地区において県営の圃場整備事業、これが、事業が行ったときに市道を廃止して、新たに圃場設備の区画割りの中で市道を認定していったというようなところでございます。

大竹委員

そういう中で市道がなくなると、近隣の皆さんが、なぜなくなったんだろうとか、いろいろ疑問が出ると思いますけども、今回の廃止について、そういうお話がなかったでしょうか。

宮本施設整備課長

今回の市営住宅跡地の中の道路につきましては、高砂市営住宅が廃止されたあと、公園管理の車しか入っている状況がないものですから、近隣の方から、いろいろなそういう廃止に関する意見等はお伺いはしておりません。

大竹委員

ということは、今後の活用の問題とかそういうお話も出ていないということですか。

宮本施設整備課長

この跡地につきましては、現在普通財産として資産管理課の方で管理しておりまして、今回廃止させていただきますことにより、そちらの道路も普通財産という形になりますので、まとめて資産管理課の方で、今後の話、利用的なものは考えているという話は伺っております。あと、地元の方から高砂地区で何か利用できないか、利用したいというような意見も、何件か資産管理課の方には上がっているというような状況でございます。

大竹委員

今後の問題は、ちょっと資産管理課の方にお伺いしたいと思っております。

以上です。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第14号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第23号平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第2号の所管事項について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長

それでは、別冊の1ページをご覧ください。議案第23号平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第2号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9745万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ241億8951万9000円といたそうとするものでございます。

6ページをご覧ください。第2表継続費補正です。追加です。2の総務費、1総務管理費、空家等対策事業、これにつきましては先ほど協議会条例でもご説明しましたとおり、今年度から、空家の対策計画を策定して参ります。2カ年かけて策定して参りますので、平成27年度1122万9000円、平成28年度は3931万円の継続費を計上したものです。

菅原都市環境部長

続きまして、土木費、都市計画費、都市計画マスタープラン改定費でございます。これにつきましても平成27年、28年での継続費の補正ということでございます。27年度は410万5000円、28年度につきましては957万9000円であります。

7ページをお開きください。

加藤市民生活部長

それでは、起債の変更です。一番上です。防犯灯整備事業、限度額を9500万円から1億1400万円に変更しております。この理由につきましては、当初予算では一般事業債70%充当となりますが、それで当初予算を計上しておりましたが、事業費の90%を見込める。地域活性化事業債事業債に振り換えをしたために、限度額を変更するものです。

菅原都市環境部長

地方道路等整備事業でございます。限度額を1億4940万円としたものです。その下でございます。都市公園整備事業でございます。限度額を1350万としたところでございます。地方道路等整備事業、この限度額を1億7780万円、その下でございますが、都市公園整備事業、これは1630万の限度額としたところでございます。これにつきましては、補助額の決定によりまして単独分の起債を増額したものでございます。

11ページをお開きください。

加藤市民生活部長

それでは歳入の説明に入ります。中段中ほど13使用料及び手数料、総務手数料、節が3戸籍住民基本台帳手数料0002住民証明手数料です。これにつきましては先ほどの条例、とも関係してきますが、平成28年1月から発行いたします新たな印鑑登録証明書、登録カード発行分で単価300円で1000枚分、月当たり300枚程度見込んで予算を30万円計上したものです。

続きまして14の国庫支出金です。右側節が総務管理費補助金、247万8000円、コード番号0005個人番号カード交付事務費これにつきましては交付事務の経費に対して交付されるもので2478万円の金額に対して10分の10、国から補助金が来るものです。

菅原都市環境部長

続きまして、道路橋梁費補助金であります。これにつきましては、社会資本整備総合交付金、舗装繕分と、その下でございます都市計画費補助金といたしまして、社会資本整備総合交付金、公園整備分であります。これにつきましては補助額の決定により減額したものでございます。

13ページをお開きください。

加藤市民生活部長

県支出金となります。4の農林水産業費県補助金です。右側の13ページをご覧ください。1

農業費補助金、0003 機構集積支援事業費、業務量の見直しによりまして、37万8000円を減額したものです。0016 農産振興条件整備支援事業費、これは、長戸北部営農組合が購入予定の田植え機に対して補助されるものです。0017 経営体育成支援事業費、3経営体、個人が2件、長戸北部で3経営体が購入予定のトラクター、コンバインなどに対して、農業用機械の購入に対して補助されたものです。0018 いばらきの園芸産地改革支援事業費 J A 小菊部会がパイプハウスを整備するために補助されたものです。

続きまして、一番下ほどもです。20の諸収入、農業費受託収入です。同様の13ページの一番下になります。0002 農地中間管理事業業務受託収入、これにつきましては、公益財団法人茨城県農林振興公社との委託契約の変更により、増額したものでございます。取扱件数の増によるものです。

続きまして15ページをご覧ください。

21の市債となります。1、総務管理債、0002 防犯灯整備事業債、これにつきましては先ほど地方債補正で説明したとおり、一般事業債から地域活性化事業債に振り換えたことによる、その差額分を増額計上したものです。

菅原都市環境部長

続きまして道路橋梁債で地方道路等整備事業債とその下でございます。都市計画債で都市公園整備事業債であります。これにつきましては補助額の確定により単独分の起債を増額したものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

17ページをお開きください。

加藤市民生活部長

続きまして歳出に入ります。2の総務費、1総務管理費、17ページ中段下ほど、01003850 公共交通対策費、19負担金補助及び交付金、補助金のノンステップバス購入費、これにつきましては国県市が協調し、ノンステップバスを導入するバス事業者に補助するもので国が140万円、県と市がそれぞれ70万円で2台分です。これにつきましては当初予算でも1台分を計上し、今年度は計3台ノンステップバスの購入して参ります。続きまして01004050、龍ヶ岡市民交流センター管理運営費13委託料龍ヶ岡市民交流センター改修工事实施設計です。改修工事を実施する前段である施設設計料を計上させていただいてます。続きまして、コミュニティセンター費、01004120、コミュニティセンター管理費、15の工事請負費、龍ヶ崎コミュニティセンター空調機器更新工事、経年劣化もあり、空調機の更新工事を実施するものです。馴染コミュニティセンター照明器具交換工事につきましては、多目的室のLED化、避難誘導等など、照明器具の交換を実施するものです。続きまして、13の交通安全対策費、01004300 職員給与費、交通安全、これは所管となります。職員の定期異動に伴うものです。減額となります。19ページをご覧ください。15の諸費です。上段のほど、01006095 空家等対策事業、まず報酬です。空家等対策推進協議会委員報酬3回分です。11 需用費、これはアンケートを実施しますのでその封筒印刷費となります。12の役務費については、アンケート実施に伴う郵送料です。13の委託料は空家等を実施調査、これは実態調査を実施するための委託料となります。空家等対策計画策定支援先ほど継続費でもご説明いたしましたが、2カ年をかけて計画策定を行います。全体で561万6000円ですね、計画策定分は、27年度では168万5000円全体の計画の作業としては30%程度残りの393万1000円については70%分については、28年度の作業になって参ります。続きまして、中段下ほど2の総務費、戸籍住民基本台帳費、右側の19ページ01006700 職員給与費、戸籍住民、定期異動に伴うもので所管となります。その下ほどもです。01006900、住民記録等証明事務費、13の委託料、プリンター保守、個人番号カードに追記できる備品の保守経費で6カ月分です。18の備品購入費、個人番号カード保有後に先ほどもご質問出てましたが、住民票の異動や、氏名変更などがあつた際にカードの裏面にその移動情報を印字できる備品。本人確認書類裏書印字システムを購入するもので、本庁に2台、出張所へ各1台ずつ配備いたそうとするものです。また、窓口利用に必要な時期データを個人番号カードに書き込む磁気カードリーダーライターも計4台購入いたします。続きまして一番下ほどもです。01008300 職員給与費統計調査、これ、所管となりまして、当初1名分を3名分にしたことによる増額計上となります。続きまして25ページをお開きください。はい、一番下ほどもです。6の農林水産業費、右側のコード番号01018300 職員給与費、農業委員会分、これ所管となります。続きまして、一番下です。01018400、農業委員会事務費、これにつきましては、次のページ27ページをご覧ください。それが内訳となりますけど、年間の業務量の見直しにより、それぞれ減額したものでございます。27ページ続きま

す。01018600 職員給与費，農業総務費，これも定期異動に伴うもので所管です。続きまして，農業振興費の01018800，農業経営基盤強化促進対策事業，まず報酬です。中間管理機構の業務増が見込まれるため，窓口業務専門の嘱託員の勤務日数，週2日から3日と見直すことにより増額したものでございます。続きまして19の負担金，補助及び交付金補助金経営体育成支援事業。3経営体が購入予定の農業用機械等の補助となります。01018950，龍ヶ崎ブランド育成事業。11の需用費につきましては，日曜朝市の集客のための啓発品の購入のためです。19の負担金補助及び交付金補助金いばらきの園芸産地改革支援事業。JA小菊部会が整備予定のパイプハウス2棟分となります。続きまして01019700 職員給与費，農地。これは，所管です。続きまして01019900，土地改良整備事業，19の負担金補助及び交付金，土地改良施行予定地区計画調査費，川原代地区，この調査につきましては，川原代地区155ヘクタールを対象面積とした，経営体育成基盤整備事業の調査費で県が2分の1，市が2分の1で3年間で基礎的な調査を実施いたします。

はい，その下でございます。農業集落排水事業特別会計繰出金であります。これにつきましては，担当者の変更に伴う職員給与費を増額するものでございます。1名分でございます。続きまして01020200 生産調整推進対策事業。19の負担金補助及び交付金，補助金となります。生産調整推進対策事業というこの増額の理由につきましては作付け面積の変更に伴うもので野菜・景観形成作物・地力増進作物等が30万円の増額，飼料用米が980万円の増額，主食用直播栽培米が40万円の減額となったものでございます。加工用米集荷促進事業，加工用米が当初からの数量減により減額したものです。農産振興条件整備支援事業。歳入にもありましており，長戸北部営農組合が購入予定の田植え機1台分に対する補助となります。

続きまして7の商工費です。27ページ下ほど01020400 職員給与費商工総務当初3名分を5名分に変更したもので，所管となります。続きまして01020800 職員給与費観光物産。所管です。01021000 消費生活センター運営費，これにつきましては9の旅費，相談員3名が変更になったことによる相談員の交通費の増額となります。19の負担金補助及び交付金負担金9,000円，29ページをご覧ください。一番上段です。国民生活センター相談員研修費を3名分上げております。

菅原都市環境部長

続きまして，土木費でございます。まず，職員給与費の土木総務費でございます。これにつきましては所管でございます。その二つ下になります。職員給与費，建築指導でございます。これも所管です。その下の同じく職員給与費地籍調査につきましても所管となります。下でございます。これも職員給与費，道路橋梁総務費でございます。これにつきましても所管となります。その下でございます。道路維持補修事業であります。委託料の道路清掃等維持管理でございます。これにつきましては市場単価の高騰により当初予定箇所の執行ができなくなったため，補正をするものでございます。その下でございます。職員給与費，道路新設改良費でございます。これにつきましても，所管でございます。その下の道路改良事業の工事請負費，市道4の337号線道路改良工事であります。これにつきましては地域住民の利便性向上のため行うものでございます。その下でございます。下段になります。急傾斜地崩壊対策事業であります。これの負担金でございます。これにつきましては県事業への負担金で県事業費の確定によるための増額でございます。31ページをお開きください。職員給与費河川でございます。これにつきましても所管となります。その下でございます。職員給与費都市計画総務費，これにつきましても所管となります。その下になります。都市計画事務費であります。13の委託料でございますが，都市計画マスタープラン改定でございます。これにつきましては先ほどの歳入の方にも，次年度にかかる継続費の補正でご説明したとおりでございます。その27年度分でございます。その下になります。職員給与費，街路でございます。これにつきましても所管となります。その下になります。公共下水道事業特別会計繰出金であります。繰出金としまして，公共下水道の安定化を図るため，一般会計より繰り出すものでございます。その下になります。職員給与費，公園管理であります。これにつきましても所管となります。この土木費の職員給与費，住宅になりますが，これにつきましても所管となります。

以上をもちまして平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算の所管分の説明につきましては以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが，質疑等ありませんか。

深沢委員

1点だけ聞かせてください。27ページの01020200の補助金加工用米集荷促進事業、数量減ということですが、その原因というのは何なんですか。

植竹農業政策課長

作付面積の減が原因ですが、加工用米、菓子や醤油などに使われるお米なんですけど、飼料用米、そちらの方の単価といいますか、そちらの方の制度に皆さん、切りかえたために、加工用米の方が、少なくなったということでございます。

深沢委員

作る人が減ったということですよ。そういう農家が減ったということですか。

植竹農業政策課長

作ってる農家さんが、加工米を、今まで作ってた農家さんが今度、飼料米の方に作換えをしたというようなことでございます。

椎塚委員

27ページですね、龍ヶ崎ブランド育成事業の中で、需用費ですが日曜朝市の啓発品ということで説明があったんですけども、先日の決算特別委員会のなかで朝市自体がぱっとしないような状況だということでお伺いしていた経緯もあったんですけど、補正でわざわざ組む理由というのを教えていただけますか。

植竹農業政策課長

朝市の方が、非常にお客さんのほうも50人程度、イベントをやった際には200人程度といったことで、ふだん、普通にやっていると、お客さんが入らないと言ったようなことでありますので今後、計画しているところでは、12月には今までも歳末のイベントをやっていて、それなりに多くの人たちに来ていただいたので、10月、1月、2月、3月とこの比較のお客さんが少ないと見込まれるところに、新たにイベントを盛り込んで、お客さんを集め、そしてまた、お店の方も参加してくれる農家も集めたいといったことで、こういった企画で今回計上させていただきました。

椎塚委員

わかりました。一応これ何か配るわけですよ。啓発品ということで。ものでつるのかそういう形なのかわかりませんが、いろいろ実施の日時とか、形態もいろいろ計画しながら進めていっていただきたいと思います。

福島委員

一つだけ教えていただきたいんですけど、17ページの下の方ですね、01004050市民交流センターの改修工事というのは、どういった改修になるのか教えていただけますでしょうか。

斉田市民協働課長

市民交流センターにつきましては、現在、管理棟とクラブ棟ということで、二棟の建物が建っております。そういった中で、今回ですね、クラブ棟の方が、現在、キッチンとか暖炉のある部屋と、もう片方がコンクリート張りの、いわゆる以前防災倉庫として使っていたところがあるんですけど、その陶芸教室とかですね、そちらの方ですね、より多くの方が使えるように、床張りにすることで、集会施設として、現在は100㎡未満なんですけど、100㎡を超えてしまうということで、そういったことで、いわゆる建築基準法の制限がかかりまして、不燃材を使用したりとか、そういった建築基準法、または消防法に適合する、いわゆる改修をしなければならぬといったことでございます。

福島委員

おおよそこの改修工事そのものはどのぐらいの費用がかかると見込んでるのでしょうか。

斉田市民協働課長

あら見積もりでございますが、その2つの建物で約5000万円程度、というあらけずりな見

積もりが出ております。

加藤市民生活部長

斉田課長が言ったようにだいたいどのくらいかかるだろうとみたら5000万円ぐらいなんです
が、詳細に実施設計をだして、例えば金額が高くなるような可能性があれば、ある程度予算を圧
縮したりする可能性もあるので、何もしない状態でちょっと改修したらどのくらいかかるかとい
う数字であくまで本当の概算の見込みであります。

坂本委員長

ほかにありませんか

【な し】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第23号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第25号、平成27年度龍ヶ崎市公共下水道特別会計補正予算（第1号）につ
いて執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

57ページでございます。議案第25号平成27年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算で
あります。これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1064万6000円
を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3064万600円といたそうとするものでございま
す。

60ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。資本費平準化債、限度額が
3億4660万を補正後であります。3億4950万にいたそうとするものであります。これにつ
きましては、資本費平準化債の発行可能額が歳入額の確定に伴いまして、再計算をしたところ可能
額の枠が広がったため財源及び世代間の公平性確保の観点から、借入額を290万円を増額し、限
度額を3億4950万円とするものでございます。

63ページをお開きください。一番上段でございます。公共下水道事業費等繰入金でございま
す。これにつきましては、公債費の利息見直しに伴いまして元金の増額と利子の減額などにより、
減額するものでございます。その下であります。公共下水道事業職員給与費繰入金で、これにつ
きましては担当職員が6名から8名に増員となったことに伴う補正でございます。その下になり
ます。下水道事業資本費平準化債でございます。先ほども説明したところでございますが、歳入
額の枠が広がったため増額でございます。

続きまして、歳出でございます。職員給与費でございます。下水道管理費であります。これに
つきましては、所管でございます。その下でございます。公共下水道管理費であります。13番
の委託料となります。管渠清掃。これにつきましては、質疑の方でもご紹介させていただいたと
ころでございますが、幹線排水路の清掃分として、補正するものでございます。その下になりま
す。職員給与費、下水道建設分でございます。これについても所管でございます。その下でござ
います。下水道債元金償還費、とその下になりますが、下水道事業債利子償還費であります。こ
れにつきましては、下水道事業債の利息の見直しによるものの補正でございます。平成27年度
龍ヶ崎市公共下水道特別会計補正予算につきましては以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【な し】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 25 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 26 号平成 27 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について、執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

平成 27 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66 万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6256 万円といたそうとするものでございます。

73 ページ、お開きください。歳入でございます。農業集落排水事業職員給与費繰入金であります。これにつきましては、担当者の変更に伴い、職員給与費を増額するもので、一般会計からの繰り入れ、ということでございます。

続きまして歳出であります。職員給与費、農業集落排水管理であります。これにつきましては、歳入に対する、歳出でございます。1 名分でございます。平成 27 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございますか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 26 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました。案件の審査は終わりました。

これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。